

令和5年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和5年4月4日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

新 議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	8 番	岡 田 文 雄
新副議長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
健 康 介 護 課 長	田 島 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和5年4月4日（火曜日） 午後1時30分開議

日程第1 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告について

追加日程 第32号議案 笠松町議会副議長辞職許可について

追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について

日程第5 第29号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認
について

日程第6 第30号議案 監査委員の選任同意について

日程第7 第31号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について

追加日程 議員派遣の件について

開会 午後 1 時30分

○副議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和 5 年第 2 回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第 1 第 1 号選挙について

○副議長（岡田文雄君） 日程第 1、第 1 号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によることにいたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に1番 間宮寿和議員、6番 田島清美議員の2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、尾関俊治議員9票、安田敏雄議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、尾関俊治議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

ただいま議長に当選されました尾関議員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（佐々木正道君）** 笠松町議会議長当選者、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

○**副議長（岡田文雄君）** 新議長、挨拶をお願いいたします。

○**新議長（尾関俊治君）** このたびは議長のほうに議員の皆様から推挙いただき、本当に感謝しております。

コロナのほうも落ち着いてきてはいるんですけども、まだ予断を許さないと思っております。議員の皆様と、町長をはじめ行政の皆様と、一丸となって笠松町の発展のため、また笠松町の町民の幸せのために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**副議長（岡田文雄君）** 新議長、交代します。

尾関議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

日程第2 会議録署名議員の指名について

○**議長（尾関俊治君）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 高 橋 伸 治 議員

10番 長 野 恒 美 議員

日程第3 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和4年度1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって笠松町議会議長に代わりました。なお、副会長につきましては、岐南町議会議長であります。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時46分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま岡田文雄副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読させます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願い出ます。令和5年4月4日、笠松町議会副議長 岡田文雄。笠松町議会議長 尾関俊治様。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第32号議案について

○議長（尾関俊治君） 第32号議案 笠松町議会副議長辞職許可についてを議題といたします。

岡田文雄副議長は退席願います。

〔副議長 岡田文雄君退場〕

本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

岡田前副議長の入場を許します。

〔8番 岡田文雄君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

前副議長、挨拶をお願いいたします。

○8番（岡田文雄君） 副議長を1年間務めてまいりました。これも皆様方の推薦と協力とかという関係で、一生懸命私を支援いただきありがとうございました。また、行政の皆様方にも、1年間本当にお世話になりましてありがとうございました。

頑張ってやってまいりましたけれども、なかなかコロナの関係でいろんなイベントとかいろんな会議が中止になって残念に思っておりますが、とにかく1年務めてまいりました。今後は一議員として頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） ただいま副議長が欠けております。

お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いた

します。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第2号選挙について

○議長（尾関俊治君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によらねたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に2番 関谷樹弘議員、7番 伏屋隆男議員の2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、安田敏雄議員9票、田島清美議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、安田敏雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました安田敏雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（佐々木正道君） 笠松町議会副議長当選者、氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。

○議長（尾関俊治君） 新副議長、挨拶をお願いいたします。

○新副議長（安田敏雄君） それでは、今、議員の皆様方から御推挙いただきました副議長の安田でございます。

思えば今年度が議員になって31年と少しということですが、副議長の職は2回目です。よく考えてみたら、今度の尾関俊治議長のお父さんのときに副議長をやった覚えですので、大変、二十数年前の話ですが、そんなふうでよくここまで自分の体がもったなあというふうに思っております。

今後、尾関議長を支えて、やはり限られた財源をしっかりと見極めながら、尾関議長、また職員の皆さん方、執行部の皆さん方と一緒に住みよい笠松町を、令和5年度はいろんな問題がまた起きてくると思いますが、1つつクリアして前に進んでいきたいと思っています。どうか執行部の皆さん方、また職員の皆さん方、議員の皆さん方にもこれからもお世話になると思いますが、しっかりとまたさせていただきたいと思っています。来年の3月には任期が終わります。最後になるかも分かりませんが、しっかりと前を向いて頑張っていきますので、皆さん方

の御支援、御指導をよろしくお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお祈いします。

日程第 5 第29号議案から日程第 7 第31号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第 5、第29号議案から日程第 7、第31号議案までの 3 議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、令和 4 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認について 1 件、監査委員の選任同意 1 件、令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 2 号）1 件の以上 3 件であります。

このうち第30号議案 監査委員の選任同意につきましては、議案の 7 ページとなりますが、地方自治法第196条第 1 項の規定に基づき、監査委員に伏屋隆男議員を選任いたしたく、町議会の同意を求めるものであります。

第29号議案の令和 4 年度一般会計補正予算の専決処分の承認及び第31号議案、令和 5 年度一般会計補正予算につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、私のほうから、補正予算について御説明申し上げます。

議案の 2 ページをお開きください。

まず、第29号議案 令和 4 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告して、承認を求めるものであります。

令和 5 年 3 月 24 日に専決をさせていただきました。

補正額は 30 万円であります。

6 ページにございますように、第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費において、積立金を 30 万円増額させていただいております。

議会閉会後の令和 5 年 3 月 24 日に明治安田生命保険相互会社から 30 万円の寄附がございました。年度が最後で組立てができませんので、社会福祉事業を目的とした指定寄附金をいただきましたので、社会福祉基金に積み立てるため 30 万円増額しております。

寄附の趣旨であります健康の増進ということに沿って、本年度、令和５年度中に事業展開してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、８ページをお開きください。

第31号議案 令和５年度笠松町一般会計補正予算（第２号）についてであります。

補正額は4,212万9,000円であります。

今回補正させていただきますのは、新型コロナワクチン接種について、特例臨時接種の期間が令和５年度末まで延長されるとともに、接種の対象者等が示されたことにより、必要となる経費を計上するものであります。

接種時期は、対象者によって違いますが、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方、いわゆる重症化リスクの高い方は、春と秋に１回ずつですが計２回接種、それ以外の接種可能な年齢の方は、秋に１回接種することになります。

接種方法につきましては、これまでと同様に、医療機関での個別接種と中央公民館での集団接種を実施する予定であります。

そのワクチン接種関係の補正の内容につきましては、11ページをお開きください。

11ページの第４款 衛生費、第１項 保健衛生費、第２目 予防費にありますように、ワクチン接種の委託料をはじめ、引き続きコールセンターを設置するための人材派遣委託料、接種会場駐車場の警備委託料、接種券の作成・発送に係る経費等、合計で4,096万7,000円を予算計上するものであり、必要な経費につきましては、基本的に国庫負担金や補助金で実施することになります。

なお、このうちタクシー補助104万4,000円がございますが、これにつきましては、これまでと同様に実施しますが、こちらワクチン関係の補助金の対象にならないため、この補正では町単独の事業で計上しております。今後、従前の地方創生臨時交付金のような国の補助金が配分されれば、またそちらで充当したいと思います。

また、順序がちょっと逆になりましたが、第２款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費で、合計116万2,000円の補正を行っておりますが、こちらは今回の新型コロナワクチン接種に伴い、令和５年度に新たにリース使用します車両２台ありますが、これを年度末のリース終了時にリース車両残価額で購入する予定でありまして、この購入に要する必要経費を合計で116万2,000円計上させていただきました。

なお、リース代は、当初予算で計上済みであります。

歳入につきましては、10ページの下段にございますが、今回の増額補正に伴い不足する財源に財政調整基金を充てるため、基金繰入を220万6,000円行っております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案

について1議案ごと質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第29号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認されました。

伏屋議員、しばし退場願います。

〔7番 伏屋隆男君退場〕

第30号議案 監査委員の選任同意については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり同意することに決しました。

〔7番 伏屋隆男君入場・着席〕

ただいま監査委員の選任同意については同意いたしました。

第31号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） ワクチン接種の件なんですが、国も令和5年度も引き続き接種をしたほうがいいということで、また公費で接種がされるようなんですけれども、そこで、春と秋に2回ということで今説明があったんですけれども、いつ頃から具体的に始めようとするのか。65歳以上と基礎疾患のある方がまず接種をするということなんですけれども、具体的な期日です

ね、それはどうなっているのか。

それから、今までに、私は5回打ったんですけども、3回打った人も2回打った人も4回も5回もいろいろばらばらなんです、特に高齢者の中でも。そういった方々に対してはどう対応していくのか、また案内してこの2回の接種を促していくのかどうか。その辺については、町としてはどう対応していくつもりなのかお聞きしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 今、具体的な日程はどういうふうかというような御質問になっておりますが、現在のところは、3月7日、国のほうでワクチン分科会が開かれておりまして、そこで出ておる方針に沿って進めております。

今回につきましては、先ほど副町長が申し上げましたように、基本秋・冬に1回、65歳以上と未満でも基礎疾患がある方についてと、それから医療従事者は春・夏に1回ということになっております。春・夏接種は5月8日以降ということで方針が出されております。それに従いまして、現在、具体的な接種日とか日程につきましては、医師会など関係機関と調整中でございますので、分かり次第、また接種券等でお知らせしたいと思います。

それで、おおむねの日程は決まっておりますので、接種券の発送につきましては、4月の下旬頃で考えております。個別に接種券が行く方はそこに詳しい日付が載っておりますし、行かない方も見えますので、その方々につきましては、ホームページ、LINE等で周知をする予定です。

そして、4回目、5回目といろいろな方が一緒くたになっているけどどうするかという御質問ですが、現在のところ、4回打たれても5回打たれていても3か月期間が空いていれば一緒ということで、同様に進めてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） ということは、これ町民全員の方に令和5年度分の接種については案内を出すと。打つ打たないは町民の方が判断するというので、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 接種券の対象者の発送等についてのお尋ねですけども、接種券の発送につきましては、オミクロン対応ワクチン未接種を除く12歳以上の方に郵送いたします。

オミクロンワクチン未接種の方を除いていますのは、昨年秋に送付いたしました接種券がそのまま使用できますので、打つてみえない方は既にお持ちということで送らない想定です。打たれた方は既に持つてみえないということで、今回郵送することになっております。

それから、65歳の方は年齢で区切られるんですけども、基礎疾患ありという情報は町のほ

うでは分かりませんので、65歳未満の対象者の方にもお送りいたしまして、予約の際に基礎疾患ありの方でないと予約ができないようなシステムとして行っております。これは以前から同様の方法で行っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 今の説明で全員を対象にすることなんですけど、オミクロン対応で去年打たなかった方は、その接種券が手元にあるからそれを活用して接種はできるという話なんですけれども、町のほうから今回の令和5年度分の案内が来れば分かるんですけども、去年のものをそのまま残しておる方がいらっしゃるかどうか。捨ててしまっている方も中にはいらっしゃるんじゃないかなということを思うんですね。そうすると、そういった方々への周知はどういう格好にするのか。残しておる方に対しても、案内が行かないわけですから、何かでこの接種券を使ってくださいということを連絡しない限りは、その方も分からないわけですね。ですから、今年案内が行った人はいいいんですけども、それ以外の方々に対しての案内を、先ほどそれを使ってくださいということですけども、その使ってくださいの周知をどうするのかというところをもう一度お聞きしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 周知方法をもう少しというお話ですけども、ちょっと様子を見まして、あまり申込みがないようでしたら、65歳以上の方につきましては該当者が分かりますので、個別にはがきなりの郵送で案内したいと思います。

ただ、65歳未満の方は、基礎疾患ありなのかないなのかわかりませんので、一般的な周知の方法になるかと思います。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後 2 時25分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。この際、議員派遣の件についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議員派遣の件についてを日程に追加いたします。書記をして配付いたさせます。

〔配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 議員派遣の件について

○議長（尾関俊治君） 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和5年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時28分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年4月4日

新議長 尾 関 俊 治

副議長 岡 田 文 雄

議員 長 野 恒 美

議員 高 橋 伸 治